

公募型行為許可事業 募集要項 (都心臨海部の公園での健康づくり)

1 制度紹介

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」を令和元年9月に策定し、具体的取組のひとつとして、公募型行為許可制度を創設しました。

公募型行為許可制度とは、公益性を確保することを条件に、公園で民間事業者等の方々が、自ら主催し、そのアイデアを活用したイベント等を行うことができるようにする制度です。本来、公園はいつでも誰もが自由に利用できるオープンスペースであることを鑑み、本制度を活用することで、当該行為（イベント等）の参加者、他の公園利用者、周辺地域及び本市にメリットがあることを目指します。その上で、公募による公平性の確保及び一定の条件下での行為許可の基準緩和により、公園の魅力アップを実現します。

なお、今回の事業（都心臨海部の公園での公園づくり）では、2か年の試行期間を経て、行為許可の基準を以下のとおり緩和しています。

緩和した基準の内容

① 行為許可申請者の要件緩和

民間事業者等の方々が単独で行為許可申請できることを可能とします。これに伴い、従来は申請者の要件に求めている公益性を行為内容に求めます。

② 行為回数の制限緩和

行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、1か月に2日までのイベント等の開催を可能とします。

2 公募の趣旨

都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等（※1）を、公益性の確保（※2）を条件とし、実施事業者を公募します。

※1 「ヨガ等」とは、本公募では次のとおりです。

- ・ 身体の柔軟性を高めることを主な目的とした運動を指します。
- ・ 芝生を傷めるおそれのある運動は不可とします。

(3.0メッツ（運動強度）までの運動を想定しています。運動強度の説明は、本要項2(1)を参照してください。)

※2 「公益性の確保」とは、本要項4 実施内容に関する条件①～④のとおりです。

3 実施の概要

(1) 実施内容

市民の健康づくりを目的としたヨガ等

※「ヨガ等」とは、本公募では次のとおりとします。

- ・ 身体の柔軟性を高めることを主な目的とした運動を指します。
- ・ 芝生を傷めるおそれのある運動は不可とします。

(3.0メッツ(運動強度)までの運動を想定しています。)

【参考：各運動のメッツ例】

ストレッチング (2.3メッツ)、ヨガ (2.5メッツ)、太極拳 (3.0メッツ)、
体操 (3.5メッツ)、パワーヨガ (4.0メッツ)、エアロビクス (7.3メッツ)

出典：健康づくりのための身体活動基準 2013 (厚生労働省)

(2) 対象公園及び実施場所

山下公園の「芝生広場」及び大通り公園の「石のステージ」

※ エリアは別図を参照してください。

※ 利用面積は 100 m²を目安とします。

(3) 実施期間

通年可能

【山下公園に関する留意事項】

芝生の維持管理作業や開催されるイベント等の関係上、山下公園については、4月から6月末までの間は土日祝日のみ実施可能とします。

また、7月から10月末までの期間は、芝生の生育状況や天候を見ながら、月に10日から15日程度作業を行っています。この期間(7月～10月末)のいずれかの平日を希望日とした場合、実施日の調整を行う可能性があります。

(4) 実施時間

午前7時00分から午後9時00分まで(準備・撤収を含みます)

(5) 実施日数

1か月に2日まで(1日の中での開催回数の制限はありません)

(6) 参加人数

1回当たり20名程度(主催者側の人数は含みません)

(7) 参加費の徴収

可能

(8) 付与する許可

公園内行為許可(横浜市公園条例第6条第1項第6号該当)

(9) 徴収する公園使用料

1日につき3,900円(横浜市公園条例施行規則別表第2)

(10) 補足事項

- ① 実施場所に電源はありません。
- ② 音の出る器具は使用可能ですが、実施に伴う音量や音質には、近隣等への迷惑とならないよう十分に配慮してください。また、連続して音が発生しないよう工夫してください。なお、苦情等の状況によっては、許可を取り消す場合もあります。

4 実施内容に関する条件

次の条件を全て満たすこと。(①～④が、「公益性の確保」のための条件)

- ① 主なイベントの内容は、市民の健康づくりを目的としたヨガ等（本要項 2 (※1) 参照）としてください。
- ② イベントの実施に当たり、公園の魅力アップに資する取組（清掃活動等による公園の快適性の向上、イベントの情報発信の際に公園の魅力もあわせて発信する等）を行ってください。

【②を条件としている趣旨】

公園は誰もが利用できる公共の施設です。今回のイベントは多様な公園利用者に対して良い取組であることが重要であると考えています。そのために、イベントに参加しない公園利用者に対して有益である取組（公園の魅力アップに資する取組）を行うことを条件としています。

- ③ イベントの実施に当たり、公園周辺地域の魅力や賑わいの向上に資する取組を行ってください。

【③を条件としている趣旨】

公園は地域に多くの便益をもたらすかけがえのない存在です。公園を利活用することにより生まれる賑わいを、地域の魅力向上につなげていくことが重要であると考えています。そのために、公園周辺地域に対して有益である取組を行うことを条件としています。

- ④ 参加者は一般募集してください。（特定の会員等のみでの実施は不可です）
※ 参加者に条件（例：子どもと保護者、〇歳以上など）を付すことは可能です。
- ⑤ ヨガ等とともにその他の行為を実施する場合、当該行為はヨガ等の付帯として位置付けられる範囲とし、収支計画上の収入及び支出に占める割合は半分に満たない範囲としてください。
※ 提案に当たっては、本要項 10 に示す問合せ先に必ず事前相談してください。

【許可できない行為の例】

一般の公園利用者への物品及び飲食物の販売等

※ ヨガ等の参加者への水分補給等を目的とした販売は可能です。

5 応募の条件

- (1) 応募者は次の条件を全て満たす法人であること。
 - ① 提案の内容の実施主体であること。
 - ※ 実施方法は、応募法人単独、複数法人（応募法人とその他の法人で実施）、組織体（応募法人を含む複数法人により実行委員会等を結成）のいずれも可能。
 - ② 実施内容の開催実績を有していること。
 - ③ 国内事業者（日本国内に主たる事業所又は事業所を有するものをいう。）であること。
 - ④ 横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する行為または不適切な行為が認められないこと。
 - ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (2) 実施内容が次に該当しないこと。
 - ① 法令や公序良俗に反するまたは反するおそれがある場合
 - ② 横浜市の施策、条例及び規則に抵触する場合
 - ③ 政治的、宗教的な要素を含む場合
 - ④ 公共性及び公平性が担保できない場合
 - ⑤ 騒音等を発生させ、公園及び周囲の良好な環境を保てなくなるおそれがある場合

6 応募方法

申込書（様式1）、事業説明書（様式2）及び収支計画書（様式3）をご記入の上、開催実績の分かる資料（初めて応募する場合のみ）を添付し、次によりお申込みください。

- (1) 申込単位
年度（4月1日から翌年3月31日）単位でお申込みください。
（※1か月に2日分まで実施できます。）
- (2) 申込期限
実施初日の1か月前までにお申込みください。
（※申込期限が土日祝日の場合は、その直後の平日を申込期限とします。）
- (3) 申込方法
みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ電子メールで（様式1）～（様式3）及び開催実績の分かる資料（初めて応募する場合のみ）を提出ください。
メールアドレス：mk-toshinbuevents@city.yokohama.lg.jp
- (4) 申込時の留意点
 - ① メールのはじめの件名は【都心臨海部の公園での健康づくり】としてください。
 - ② 申込後、必ず上記申込先まで電話連絡（TEL 045-671-3648）をしてください。

7 行為許可候補の決定

(1) 審査

本要項 4 及び 5 に掲げる条件への適合性等について、次の基準で審査を行います。

項目		審査通過基準
公益性の確認	市民の健康づくりへの取組 (本要項 2 (※1) 参照)	主たるイベントの内容がヨガ等であること
	公園の魅力アップに資する取組 (本要項 4 ②参照)	公園の魅力アップに資する取組が提案されていること
	公園周辺地域の魅力や賑わいの向上に資する取組 (本要項 4 ③参照)	公園周辺地域の魅力や賑わい向上に資する取組が提案されていること
	参加者 (本要項 4 ④参照)	一般募集すること
付帯するその他の行為	ヨガ等との関係性 (本要項 4 ⑤参照)	付帯として位置付けられる程度であること
応募者	本要項 5 (1) に示す①～⑤	①～⑤の全てに該当すること
提案内容	本要項 5 (2) に示す①～⑤	①～⑤に該当しないこと
	公園の維持管理への影響	支障のおそれのない提案であること

(2) 行為許可候補の決定

審査の結果、基準を全て満たした応募事業を行為許可候補として決定します。審査結果は申込期限から概ね 7 日～10 日を目途に電話もしくはメールにてお伝えします。

8 実施に向けた準備

(1) 実施時間等の調整

1 日の中での実施時間及び複数回開催の場合の開催間隔等について協議し、実施時間を変更していただく場合があります。

(2) 必要な手続

本要項 6 応募方法 (1) に示す期限までに、みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ所定の公園内行為許可申請書を提出し、許可を得てください。

公園使用料は、実施初日より前に納付してください。荒天等により開催できなくなった場合、返還申請があった場合には公園使用料の返還が可能です。荒天等の判断は管理者において行いますので、返還申請前にご確認ください。

(3) 横浜市の広報利用

参加者の一般募集について、横浜市のホームページ (イベントカレンダー) 及び実施公園の掲示板による広報が可能です。希望される場合は、みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へご相談ください。

(4) 行為許可書の掲出

実施時間中は、一般の公園利用者から見える場所に公園内行為許可書を必ず掲出して
ください。

(5) 実施エリアの明示

他の利用者の安全確保等の視点から区画の設定は原則行いません。

(6) 協賛企業名が入ったのぼり旗等の掲出

原則として公園内に広告物を掲出することはできません。

ただし、今回の公募型行為許可の実施に際し、主催者が協賛企業等の名称が入ったのぼり旗等を仮設物として掲出することについては、行為許可に付随するものとして占用許可を受けることにより、可能となる場合があります。

【占用許可により、のぼり旗等を掲出する場合】

- ① のぼり旗等の設置本数は最低限とし、自立式のみであり、公園内樹木や照明に括り付けることはできません。公園または公園施設の管理上支障を及ぼすおそれのあるもの等、掲出できない場合がありますので、具体的な設置場所、本数などは協議によります。
- ② 表示内容としては、のぼり旗等の表示面積の1/3までの範囲であれば、協賛企業名を入れることができます。
- ③ 占用許可に当たっては使用料が別途かかります。(参考：1日1㎡ 3,400円(表示面積当たり))

(7) 禁止事項

用具等の使用や設置に際し、公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はできません。

また、用具等は開催のつど設置・撤収することとし、現地に留め置くことはできません。連日開催の場合も、毎日設置と撤収を行ってください。

(8) 行為許可候補の取消

行為許可候補として決定後、本要項4及び5に掲げる条件を満たさないこと等が判明した場合、決定を取り消します。

(9) 実施の中止

行為許可候補として決定後、実施を中止することとなった場合は、速やかに理由を付した書面(様式自由)を作成し、申し出てください。

(10) 行為許可内容の変更

原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行うこととします。

9 実施結果の報告

事業を終了しましたら、速やかに事業実施報告書（様式4）及び収支報告書（様式5）を提出してください。

なお、本市は、各事業者から提出いただいた報告内容をもとに、公募型行為許可事業の実績等をまとめ、ホームページ等に掲載することがありますので、あらかじめご了承ください。

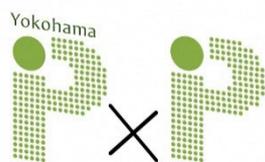
10 問合せ先

みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当

横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所27階

メールアドレス：mk-toshinbuevents@city.yokohama.lg.jp

電話：045-671-3648



この事業は、「Park-PPP Yokohama（略称：P×P）」（公園緑地管理課 公民連携担当）との連携により進めています。